

| | |
|-------|--|
| 提案提出元 | ソフトバンクモバイル株式会社 ソフトバンクテレコム株式会社 ソフトバンク BB 株式会社 |
|-------|--|

| 項目 | 意見 |
|---|---|
| <p>1. 周波数オークションを導入する際に検討すべき論点についてどのように考えるか。</p> | <p>周波数オークションを導入する際に検討すべき論点として、別添2の他、弊社が考える項目(下線付記)を以下の通り整理致しました。</p> <p>この項目は、本論点整理において非常に重要であり、採用し検討頂くことを要望致します。</p> <p>1 導入目的</p> <p>① 電波の経済的価値を反映した負担を求めることによる電波の能率的な利用</p> <p>② 免許手続きの透明性確保</p> <p>③ 国民共有の財産を国民全体のために活用</p> <p>④ <u>公平な利用の促進</u></p> <p>2 払込金の法的性格</p> <p>電波を利用するために払込金を支払わなければならない理由の整理 (税、公物占用料、電波利用料等の他制度との切り分けの検討)</p> <p>3 収入の使途</p> <p>① 特定財源</p> <p>② 一般財源</p> <p>4 対象範囲</p> <p>① 無線システム全て(携帯電話、放送、人工衛星等)を対象とするか。</p> <p>② 再免許時にオークションを行うか。</p> <p>③ <u>国・地方公共団体等の公共機関の扱いをどうするか。</u></p> <p>④ <u>オークション対象地域は全国一律か、地域別か。</u></p> <p>5 制度設計</p> <p>(1) 懸念事項</p> |

- ① 落札額が高騰しないか。
- ② 公正な競争が歪められないか(特定の有力事業者による買い占め等)。
- ③ 将来的な周波数の迅速な再編に支障を来さないか。
- ④ 競争セーフガード
 - ア)競争政策における既存事業者と新規事業者の扱いについてどう考えるか。
 - イ)既存事業者間における支配的事業者とその他の事業者の扱いについてどう考えるか。
- ⑤ 用途を限定することの可否についてどう考えるか。
- ⑥ 導入するシステムは落札者の自由なのか。
- ⑦ 支払額が高額である等の理由で参入障壁となり、空き周波数が生じる可能性があるが、周波数利用効率が低下しないか。
- ⑧ オークション帯域と非オークション帯域における不公平が生じない処置等の担保をどうするか。

(2)具体的な実施方法

- ① オークション参加資格
- ② 入札すべき内容(払込金の絶対額等)
- ③ 最低落札価格の設定の是非、設定方法
 - ・ 経済的価値以下での入札をどう扱うか。
- ④ 入札方法、入札状況の公表方法等(システム開発を含む。)
- ⑤ 一定のエリアカバー率の義務付け
- ⑥ ネットワークの他事業者への開放の義務付け
- ⑦ 落札者による払込金の納付方法
 - ・ オークション費用は一括払いにするべきかどうか
(分割払いも認めるべきか。その際、金利は発生するのか)。
- ⑧ 落札者における払込金の会計処理方法
- ⑨ 談合等不正行為の防止方法
- ⑩ 周波数の国際協調、ガードバンド、干渉調整を考慮して周波数の割当て単位をどう考えるか。
- ⑪ サービス開始時期の義務付け
- ⑫ 導入システムの義務付けの可否と技術基準の位置づけ
- ⑬ ⑦と連動し、分割払いの場合、オークション参入者への財務資本等の確認はどうあるべきか。
- ⑭ 期間内に免許を手放した場合の次回オークションへの参加資格はどうあるべきか。

- ⑮ 複数帯域において同時にオークションを行うことの是非(配慮事項)
- ⑯ 複数帯域セットオークションの是非

6 二次取引

- ① 二次取引(転売)を認めるべきか。
- ② 二次取引をする場合の監督官庁の事前許可の是非
- ③ 二次取引された場合の義務付け事項や導入システム変更の是非
- ④ 二次取引目的の参入をどう防止するか。
 - ア) 落札事業者が事業撤退した場合、義務不履行による罰則規定の可否
 - イ) 転売目的の入札が出来ないように一定期間は転売が出来ない措置等の扱い

7 電波利用料制度との関係

- ① オークション導入に伴う電波利用料制度の在り方
- ② オークション帯域の電波利用料支払いの是非
- ③ 無線局免許の管理費の及ぶ範囲をどう整理するか。
- ④ オークション帯域と非オークション帯域の公平性をどう担保するのか。

8 免許制度との関係

- ① オークションと免許制度の関係の整理
- ② 免許の有効期間(現行5年)の見直し
- ③ オークション帯域の免許制度と非オークション帯域の免許制度の関係
(個別局の免許申請の有無、免許期間、帯域利用料の有無)

9 その他

- ① 外国資本の位置づけ
- ② 米国で実施が予定されている放送帯域のインセンティブオークションについてどう考えるか。
- ③ オークションを導入する場合、制度の有効性を検証するための試験的導入の可否

| | | |
|---------------------|--------|---|
| 2. 論点に対してどのように考えるか。 | 番号 | 意見 |
| | 1 導入目的 | 導入目的の4項目は、どれを重視するかによって「収入の用途」等に大きく影響を与えるため、まず導入目的を議論した上でこの目的の優先順位等の検討を行うべきであると考えます。 |

| | | |
|--|-------------------|--|
| | | <p>この際、現状の比較審査方式とオークションを比較し、オークションの利点及び欠点等をしっかり分析した上で、オークション導入の可否を決めるべきであると考えます。</p> |
| | 2 払込金の法的性格 | <p>払込金の法的性格の検討は、導入目的及び用途によって、この性格は大きく異なるので、諸外国の状況も参考に電波を利用するために払込金を支払わなければならない理由の整理、特に、税、公物占用料、電波利用料等の他制度との切り分けの検討をするべきであると考えます。</p> <p>また、この際、オークションを導入していない帯域とオークションを導入している帯域との不公平が生じない処置等の担保をするべきであると考えます。</p> |
| | 3 収入の用途 | <p>収入の用途は、導入目的及び払込金の法的性格によってその選択が変わるので、十分に議論した上で決めるべきであると考えます。ただし、この選択は、二者択一ではなく、柔軟に考えることも重要であると考えます。</p> |
| | 4 対象範囲 | <p>周波数は通信・放送の融合化が進んでおり、放送目的・通信目的に限らず生活のあらゆる分野での利用を前提に、すべての帯域においてオークション対象範囲を議論するべきであると考えます。合わせて、国・地方公共団体等の公共機関の扱いをどうするかを検討するべきであると考えます。</p> <p>この際、導入目的によって、対象範囲は大きく異なるので、諸外国の状況も参考に検討するべきであると考えます。</p> |
| | 5 制度設計 (1)懸念事項 | <p>懸念事項は、オークション導入にあたって非常に重要な論点であり、しっかりと議論し、懸念事項の対策等を制度設計に盛り込むべきであると考えます。</p> <p>弊社は競争セーフガードが特に重要と考えています。例えば、経営資本が比較的潤沢ではない会社や新規参入事業者にとって、周波数オークションは不利であり、資金豊富な事業者による周波数独占が懸念されるため、市場シェアを占める支配的事業者に対する規制(既存事業者間における支配的事業者とその他の事業者の扱い)や、新規事業者に対する競争政策等について</p> |

| | | |
|-----------------------------|----------------------------|--|
| | | て、詳細な議論が必要であると考えます。 |
| | 5 制度設計 (2) 具体的な 実施方法 | 制度設計の具体的な実施方法、特にその実施における義務付け事項等は、オークションを既に導入している諸外国の例も十分検討し、オークション前、オークション時、オークション後の整合性を図ることが重要であると考えます。 |
| | 6 二次取引 | 二次取引を議論するにあたって、オークション帯域における権利・義務を十分整理することが重要であると考えます。また、6②～④の付随的な事項についても、6①と連動し議論する必要があると考えます。 |
| | 7 電波利用 料制度との 関係 | 現行の電波利用料制度とオークション制度の切り分けをしっかりと議論することが重要であり、諸外国の状況も参考に検討するべきであると考えます。 |
| | 8 免許制度と の関係 | 免許制度との関係は、8①～③の点について諸外国の導入事例を参考に検討するべきであると考えます。例えば、オークションの免許期間は、諸外国では10～20年の実績があり、これは導入システムの設備償却期間等を勘案した結果であり、我が国に導入する場合も免許期間の延長は必須であると考えます。 また、この際、オークション帯域と非オークション帯域の制度上の公平性をどう担保するかを検討することが重要であると考えます。 |
| | 9 その他 | その他事項として、9①～③の3項目についても十分検討することが重要であると考えます。 |
| 3. その他 (留意事項や 情報提供など) | | 諸外国におけるオークションに関わる訴訟等の事例は、オークション制度設計に参考になるため、出来るだけ詳しく調査し、制度設計に反映させることが重要であると考えます。 (例)財団法人マルチメディア振興センター「ワールド・テレコム・アップデート 第164号」の「29. 【ドイツ:政策】連邦ネットワーク庁審議会、モバイルブロードバンド向け周波数競売に関する入札条件を承認」等 |

| | |
|--|--|
| | |
|--|--|

以上